

雇用ニュース

2016年1月



「村松山虚空蔵堂の初詣」(東海村)(観光いばらき「写真ひろば」より)

－ お も な 内 容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 1月6日、常陸太田市と茨城労働局が雇用対策に関する協定を締結しました .. 3
- ・ 「いばらきジョブフェスタ」～県内4会場で開催～ 4
- ・ 平成28年1月から、雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要です 5～6
- ・ 「移転費」「広域求職活動費」をご活用ください！ 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

<お知らせ>

関東・東北豪雨により被災したハローワーク常総及び常総労働基準監督署は、これまで、ポリテクセンター茨城内の仮事務所で業務を行って参りましたが、今般、それぞれ本庁舎の復旧工事を終え、復帰移転いたしました。

仮事務所では、求人情報検索機などのオンライン設備がご使用いただくことができないなど、利用者の皆様には大変ご不便をおかけしておりましたが、復帰後はこれらの設備も被災前と同様にご使用いただけます。

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.15倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

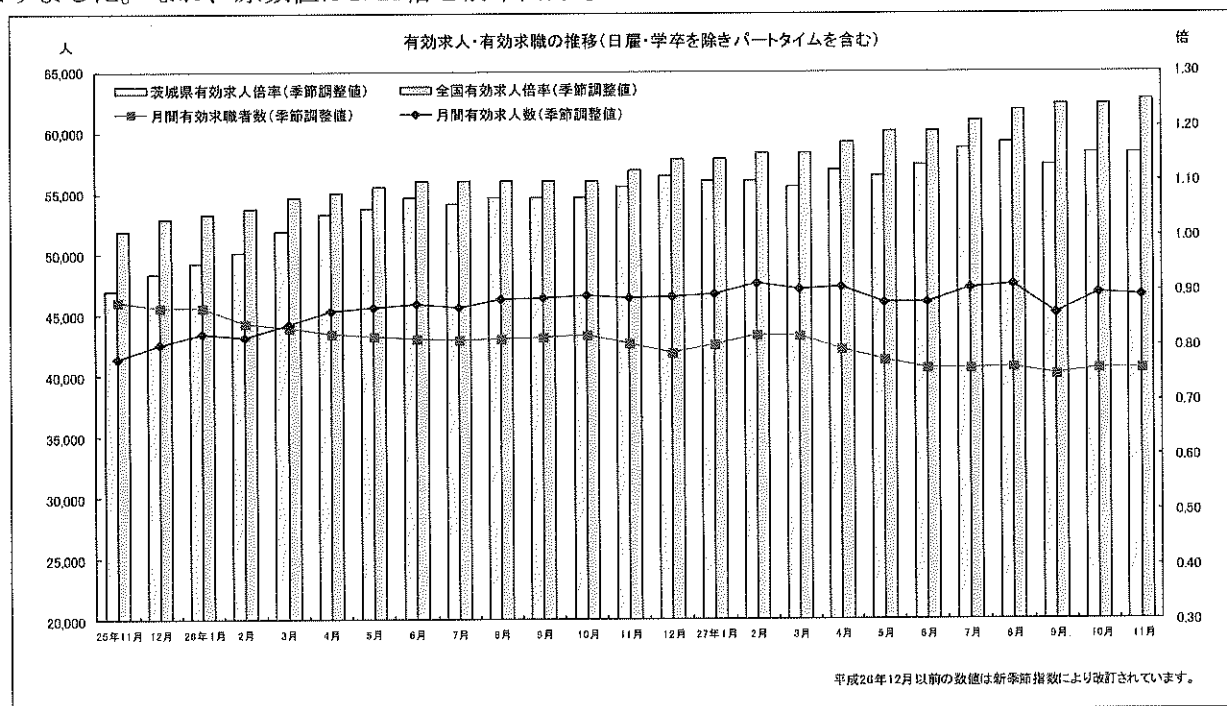
1 概 況

11月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は16,417人で、前年同月と比較して2.6%増と2か月連続で増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同7.7%の増加となり、常用的パートタイムは同2.7%の減少となりました。新規求職申込件数は8,690人で前年同月比1.8%の増加となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同2.2%の増加、常用的パートタイムは同1.0%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同0.6%の増加となり、高年齢求職者（60歳以上）は同1.7%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、47,991人で前年同月比は1.8%増加と3か月ぶりに増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は39,223人で同4.1%減と、28か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.15倍（季節調整値）で、前月と同じ水準になりました。なお、原数値は1.22倍と前年同月を0.07ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は16,417人となり、前年同月比で2.6%増と2か月連続で増加しました。

産業別にみると、サービス業（前年同月比20.8%増）、卸売業、小売業（同14.7%増）、医療、福祉（同6.8%増）などで増加となりましたが、生活関連サービス業、娯楽業（前年同月比53.1%減）、運輸業、郵便業（同14.9%減）などが減少となりました。

規模別でみると、29人以下（前年同月比8.4%増）、30～99人（同5.1%増）は増加となり、1,000人以上（前年同月比50.6%減）、500～999人（同33.5%減）、300～499人（同25.4%減）、100人～299人（同19.9%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比7.7%の増加となり、常用的パートタイムは同2.7%の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は8,690人となり、前年同月比で1.8%増と5か月ぶりに増加しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者69.3%（前年同月69.1%）と0.2ポイント上回り、数では前年同月比で2.2%の増加となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で30.7%（前年同月30.9%）と0.2ポイント下回り、数では前年同月比で1.0%の増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は36.3%と前年同月（36.8%）を0.5ポイント下回りましたが、数では前年同月比0.6%の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は15.6%となり、前年同月（15.6%）と同率となり、数は前年同月比で1.7%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,085件で、前年同月と比較し8.4%増と2か月連続で増加しました。また、新規求職申込件数に占める割合は24.0%で、前年同月（22.5%）と1.5ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は8,449人と、前年同月比で2.0%減と26か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は424人で、資格喪失者の割合では5.8%（前年同月6.0%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比4.7%減となりました。

1月6日、常陸太田市と茨城労働局が雇用対策に関する 協定を締結しました。

～茨城県内では初めて、全国の市町村では33番目の実施～

常陸太田市と茨城労働局とは、これまでも様々な課題において連携してきましたが、子育て支援や定住関連施策を展開している常陸太田市と、労働市場のセーフティネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している国の機関である茨城労働局が、それぞれの強みを生かし、これまで以上に連携して効果的かつ一体的に事業を推進し、生き生きと働くことができる環境づくりを行うことにより、今後の地域の発展を図るため、雇用対策協定を締結しました。



1月6日 雇用対策協定締結式（常陸太田市役所内）
（写真左 大久保太一市長 写真右 中屋敷勝也労働局長）

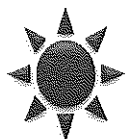
協定に基づく具体的な取組内容等については、常陸太田市と茨城労働局で設置する運営協議会で協議策定することとしていますが、今後の取組の方向として、平成28年度に向けて、以下の取組内容を中心に協議していくこととしています。

- ① UIJターン対策の推進への取組
- ② ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組
- ③ 地域の優良な中小企業の魅力を発信する取組
- ④ 新規学卒者等のマッチング支援に向けた取組

（参考）上記①のUIJターン対策として、平成28年2月に、常陸太田市と茨城労働局（ハローワーク常陸大宮）とが連携し、「常陸太田市就職面接会」（※）を開催しますが、平成28年度においては、この面接会の実施を含めて総合的な雇用対策について協議していくこととしています。

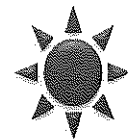
※「常陸太田市就職面接会」（平成27年度新規事業）

ア）UIJターンを考えている方には移住相談、イ）子育て中の方には保育園情報を提供するなど、雇用の場の確保につながるための総括的な支援体制を整えた就職面接会（面接会の詳細は、1月18日以降に、常陸太田市のホームページに掲載される予定です。）



「いばらきジョブフェスタ」

～県内4会場で開催～



茨城労働局は、茨城県及び茨城県教育委員会と、11月4日～12月2日の間、県内4会場において「いばらきジョブフェスタ」（平成28年3月卒業予定の高校生を対象とした就職面接会）を開催しました。

県内4会場全体の参加状況は、参加企業数が延べ227社（昨年311社）、参加生徒数が延べ444人（昨年は657人）となりました（各会場の内訳は、下表をご参照下さい）。

平成28年3月新規高卒者の茨城県内における求職・内定状況は、平成27年11月末現在で就職内定率は82.4%と前年同月を1.1ポイント上回り、17年ぶりに80%台となった昨年度をさらに上回る水準となりました。

また、就職未内定者数は891人と前年同月の911人に比べ2.2%減少しましたが、「いばらきジョブフェスタ」は一人でも多くの生徒が内定を得られるよう、就職機会確保のための取組の一環として開催したものです。

ハローワークでは、各学校と密接に連携し、求人情報の提供、職業適性検査や各種ガイダンス・セミナー、求人開拓、未内定者に対する一貫した個別支援（職業相談、応募先の選定、面接指導等）を引き続き実施します。

会場名	水戸	日立	土浦	筑西
参加企業数	64社	45社	68社	50社
参加生徒数	169人	91人	126人	58人



水戸会場



日立会場



土浦会場



筑西会場

平成28年1月から、雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1 マイナンバーの記載が必要になる届出・申請書など

(1) マイナンバーの記載が必要な届出は次のとおりです。

- ① 事業主が個人番号関係事務実施者として提出するもの（事業主において本人確認を行うもの）
 - a 雇用保険被保険者資格取得届 b 雇用保険被保険者資格喪失届
- ② 事業主が従業員の代理人（※）として提出するもの（ハローワークにおいて本人確認を行うもの）
 - c 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
 - d 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
 - e 介護休業給付金支給申請書

（※）事業主が提出することについて労使間で協定を締結した場合は、事業主は従業員の代理人として提出することができますが、その際は、ハローワークが①代理権の確認（協定書の写し等の提示）、②代理人の身元確認（提出した従業員の社員証等の提示）、③番号確認（個人番号カードの写しなど）を行います（詳細は厚生労働省ホームページ「マイナンバー制度（雇用保険関係）」の「よくある質問（Q & A）」を参照してください）。

(2) 法人番号の記載が必要な届出は次のとおりです。

- ① 雇用保険適用事業所設置届 ② 雇用保険適用事業所廃止届

○届出様式にマイナンバーの記載欄を追加する改正を行います。改正後の様式は、平成27年12月中旬頃からハローワークで配付します。また厚生労働省のホームページにも掲載します。

○旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。

雇用保険被保険者資格取得届

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

個人番号登録・変更届出書

※資格取得届・資格喪失届・氏名変更届・転動届については、外国人のローマ字氏名をアルファベットで届出していただくための様式改正も予定しています。

2 マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が必要です。

《本人確認の方法（概要）》

番号確認	身元（実在）確認
個人番号カード（個人番号カードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある住民票 （住民票記載事項証明書）	a～cのいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c aまたはbがない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

※雇用関係にあり雇入れ時などに運転免許証などにより身元（実在）確認を行っている場合で、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、「身元（実在）確認書類」の提示は不要です。

※本人確認の具体的な内容は、厚生労働省のホームページに掲載しています。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

3 届出にあたっての留意事項

- ◆ 365日いつでも申請可能な「電子申請」(e-Gov電子申請システム)をぜひご利用ください。
 - ・電子申請なら、窓口での提出のように待ち時間を要することがありません。また、書留での届出のような費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます。
 - ・平成28年1月からは、電子署名機能が付与された個人番号カードを「電子証明書」として利用できるようになり、さらに利便性が向上しました。

(参考マニュアル)

- オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
- 雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
- e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

電子政府の総合窓口

e-Gov
【イーガフ】

e-Gov

検索

- ◆ 郵送による届出の場合
郵便での届出を行う場合は、普通郵便でも受理しますが、できるだけ追跡可能な書留郵便などの利用をお願いします。
- ◆ 磁気媒体による届出の場合
磁気媒体届出書作成プログラムを使って届出を行う際は、媒体データパスワード設定プログラムで任意のパスワードを設定の上、届出を行ってください。

例年4～5月の繁忙期には、雇用保険手続の届出事務が集中し、また、今後はマイナンバーが記載されている帳票の管理も厳重に行うことから、窓口における事務処理にかなりの時間を要することが予想されます。

このため、マイナンバー制度の導入を契機に、電子申請による届出を積極的に行っていただくようお願いします。

4 よくあるご質問

Q1 マイナンバーを記載して届出することは義務なのですか？

A1 はい。事業主は、番号法および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

なお、旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。

Q2 従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合にはどうすれば良いのですか？

A2 個人番号の記載は法令に基づく事業主の義務であり、このことを従業員にも説明の上、取得をお願いします。その上で、従業員から提供を受けることが困難な場合は、個人番号の記載がない届出書を受理します。

Q3 返戻書類には個人番号が記載されますか？

A3 いいえ。返戻書類には個人番号は記載されません。

【マイナンバー制度関係資料】

- 雇用保険関係のFAQや様式(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>
- 内閣官房ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 特定個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.ppc.go.jp/>

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

◆電話番号：0120-95-0178(無料)

※一部IP電話などでつながらない場合(有料)

- ・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

◆受付時間：平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30(年末年始12月29日～1月3日を除く)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

都市部から地方への就職を希望する雇用保険を受給中の皆さまへ

「移転費」「広域求職活動費」をご活用ください！

都市部から地方への就職（いわゆるUIターン）を希望する雇用保険を受給中の方が、ハローワークの紹介によって、就職のために、住所または居所を変更する場合や遠方の事業所で面接などを行う場合に、これらの費用を国が負担する「移転費」「広域求職活動費」という制度があります。

▶「移転費」とは

雇用保険を受給中の方が、ハローワークが紹介した求人に就職する場合などに、以下の①～③のいずれかの理由に該当し、住所または居所を変更するとき、本人とその家族が転居のために必要な交通費などが支給されます。

- ① 通常の交通機関を利用し、通勤するための往復時間が4時間以上の場合
- ② 交通機関の始発や終発の便が悪く、通勤に著しい障害がある場合
- ③ 移転先の事業所などの事業主の要求によって移転を余儀なくされた場合

▶「広域求職活動費」とは

雇用保険を受給中の方が、ハローワークの紹介によって、遠方の事業所の求人※に応募し、遠方の事業所で面接するなど一定の要件を満たした場合に、交通費や宿泊費の相当額が支給されます。

※雇用保険の受給手続を行っているハローワーク（住居を管轄するハローワーク）の管轄地域以外の地域に所在する事業所で、住居を管轄するハローワークから、訪問する事業所の所在地を管轄するハローワークまでの往復距離が、300キロメートル以上ある場合が該当します。

ご注意ください！

- ◆雇用保険の受給資格者の方が支給対象となりますので、雇用保険の受給資格者でない方が、ハローワークの紹介によって、就職活動などをした場合は、支給対象となりません。
- ◆許可・届出のある民間事業者などや、ご自身で事業所へ応募した場合は、支給対象となりません。
- ◆応募求人は、1年以上の雇用の見込みがある求人である必要があります。
- ◆待期または給付制限期間が経過した後に、就職するか、広域求職活動を開始する必要があります。
- ◆支給を受けるためには、ハローワークへ支給申請書などの書類を提出する必要があります。

その他、支給を受けるためには要件がありますので、ご不明な点は、お気軽にハローワーク（公共職業安定所）の雇用保険窓口にお尋ねください。

ハローワーク 所在地

検索

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL271105保01

茨城県雇用関係主要指標

項 目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全 数	雇用保険 受 給 者 実 人 員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若 年 者	うち 高 年 齢 者	求人全数	求職全数		
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
26 年 4 月	16,591	3,702	12,710	15,026	5,355	2,821	45,050	46,915	4,555	7,988
5	16,114	3,431	12,552	11,532	4,177	1,892	43,873	46,638	3,918	9,346
6	15,657	3,232	12,206	10,822	3,993	1,585	43,683	45,366	3,887	9,355
7	16,366	3,805	12,414	10,818	4,083	1,617	43,656	44,240	3,600	9,962
8	17,037	3,246	13,657	9,721	3,695	1,349	44,950	42,754	3,038	9,787
9	17,995	3,888	13,838	11,602	4,262	1,672	47,866	43,657	3,825	9,737
10	18,244	3,938	14,081	11,278	4,172	1,812	48,926	43,995	3,839	9,268
11	16,001	3,257	12,647	8,533	3,120	1,327	47,149	40,902	3,117	8,621
12	14,810	2,957	11,713	7,454	2,727	1,122	45,239	37,189	2,884	8,385
27 年 1 月	18,337	4,058	14,124	11,947	4,332	1,849	45,912	38,755	3,003	8,377
2	19,470	3,732	15,575	11,817	4,204	1,758	49,356	41,295	3,436	8,246
3	17,423	3,373	13,897	12,392	4,453	1,864	50,961	44,554	5,017	8,239
27 年 4 月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10	19,617	4,078	15,367	11,139	3,874	1,822	48,941	41,120	3,429	8,520
11	16,417	3,142	13,111	8,690	3,140	1,350	47,991	39,223	2,944	8,449
28 年 1 月										
2										
3										

項 目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
24年度月平均	1.20	1.32	0.80	0.82	5.5	10.1	▲ 6.4	▲ 7.6	0.7	▲ 1.5	▲ 8.1	▲ 7.8	280	4.3
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.53	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.6
26 年 4 月	1.51	1.64	1.04	1.08	27.5	10.0	▲ 3.7	▲ 6.0	4.6	▲ 4.3	▲ 24.5	▲ 17.7	254	3.6
5	1.51	1.64	1.05	1.09	15.3	4.0	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 22.9	▲ 20.2	242	3.5
6	1.51	1.65	1.07	1.10	21.2	8.1	▲ 0.3	▲ 1.7	5.7	▲ 0.7	▲ 21.4	▲ 12.4	245	3.7
7	1.48	1.66	1.06	1.10	11.8	4.5	▲ 6.6	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 20.0	▲ 13.2	248	3.8
8	1.53	1.65	1.07	1.10	13.4	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 4.5	▲ 8.1	▲ 19.2	▲ 12.9	231	3.5
9	1.57	1.68	1.07	1.10	18.6	6.3	▲ 0.4	▲ 1.8	0.1	▲ 1.9	▲ 14.2	▲ 8.8	233	3.6
10	1.58	1.69	1.07	1.10	12.8	1.1	▲ 5.0	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 15.4	▲ 10.4	233	3.5
11	1.53	1.69	1.09	1.12	0.3	▲ 4.4	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 10.9	▲ 13.7	▲ 11.2	219	3.5
12	1.62	1.77	1.11	1.14	11.3	5.6	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 11.5	▲ 8.2	210	3.4
27 年 1 月	1.52	1.77	1.10	1.14	5.1	3.0	▲ 3.4	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.7	▲ 10.3	▲ 9.5	231	3.6
2	1.52	1.63	1.10	1.15	11.0	1.7	8.7	1.0	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 7.5	226	3.5
3	1.53	1.72	1.09	1.15	4.8	4.7	1.3	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 5.3	228	3.4
27 年 4 月	1.57	1.77	1.12	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.3
5	1.52	1.78	1.11	1.19	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.61	1.78	1.13	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.68	1.83	1.16	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.85	1.17	1.23	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9	1.50	1.86	1.13	1.24	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4
10	1.71	1.83	1.15	1.24	7.5	5.4	▲ 1.2	▲ 4.0	▲ 10.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.3	208	3.1
11	1.56	1.93	1.15	1.25	2.6	9.3	1.8	0.3	▲ 5.6	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 3.4	209	3.3
28 年 1 月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
3. ▲印は減少を示す。
4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
5. 平成26年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。